

教 育 委 員 会 会 議

日時 平成31年2月28日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第1号

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について及び平成31年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

3 議 事

議案第18号

さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について

4 閉 会

報告第1号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

平成31年2月28日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について
平成31年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

平成31年2月8日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美

記

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について （別紙1）

平成31年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について （別紙2）

別 紙 1

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		14,715,893	271,761	14,987,654
	2 国庫補助金	1,070,701	271,761	1,342,462
23 諸収入		136,729	208	136,937
	6 雑入	62,316	208	62,524
歳入合計		15,524,126	271,969	15,796,095

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		98,288,007	1,143,120	99,431,127
	2 小学校費	40,660,699	632,426	41,293,125
	3 中学校費	28,783,469	510,694	29,294,163
歳出合計		98,288,007	1,143,120	99,431,127

第2表

繰越明許費補正

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校営繕事業	6,287	小学校営繕事業	638,713
	3 中学校費	中学校営繕事業	6,899	中学校営繕事業	517,593

補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
17 国庫支出金	14,715,893	271,761	14,987,654	
2 国庫補助金	1,070,701	271,761	1,342,462	
6 教育費国庫補助金	1,070,701	271,761	1,342,462	1 小学校費補助金 151,535 2 中学校費補助金 120,226
23 諸収入	136,729	208	136,937	
6 雑入	62,316	208	62,524	
4 雑入	62,316	208	62,524	1 教育費雑入 208
歳 入 合 計	15,524,126	271,969	15,796,095	

2 歳出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
10 教育費	98,288,007	1,143,120	99,431,127	1,141,869	1,251	
2 小学校費	40,660,699	632,426	41,293,125	631,647	779	
4 学校建設費	5,552,357	632,426	6,184,783	631,647	779	1 小学校営繕事業 632,426
3 中学校費	28,783,469	510,694	29,294,163	510,222	472	
4 学校建設費	6,948,067	510,694	7,458,761	510,222	472	1 中学校営繕事業 510,694
歳 出 合 計	98,288,007	1,143,120	99,431,127	1,141,869	1,251	

提案理由

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、国の平成30年度第2次補正予算に伴い、小・中学校のトイレ改修工事を平成31年度から平成30年度予算に前倒しして行うための経費について、市長に申出するものです。

平成30年度2月（追加提出）補正予算

事務事業概要

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校営繕事業		補正額	632,426
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費	17款 国庫支出金	151,535
<事業の目的・内容> 良好な学習環境を確保するために、小学校の老朽化した校舎等の改修を行います。また、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」を推進します。		23款 諸収入	112
		24款 市債	480,000
<補正の目的・内容> 国の平成30年度第2次補正予算に伴い、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に資する事業として、避難所となる小学校のトイレ改修工事を実施するため、補正を行うものです。		- 一般財源	779
		補正前予算額	774,748
<主な事業> 1 トイレ改修工事【繰越明許費】 632,426 [参考] 慈恩寺小学校外6校のトイレ改修工事を行います。 事業スケジュール ・平成31年6月～10月 トイレ改修工事			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校営繕事業		補正額	510,694
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/4目 学校建設費	17款 国庫支出金	120,226
<事業の目的・内容> 良好な学習環境を確保するために、中学校の老朽化した校舎等の改修を行います。また、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」を推進します。		23款 諸収入	96
		24款 市債	389,900
<補正の目的・内容> 国の平成30年度第2次補正予算に伴い、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に資する事業として、避難所となる中学校のトイレ改修工事を実施するため、補正を行うものです。		- 一般財源	472
		補正前予算額	587,988
<主な事業> 1 トイレ改修工事【繰越明許費】 510,694 [参考] 南浦和中学校外5校のトイレ改修工事を行います。 事業スケジュール ・平成31年6月～10月 トイレ改修工事			

別 紙 2

平成31年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		13,380,541	△ 271,761	13,108,780
	2 国庫補助金	895,599	△ 271,761	623,838
23 諸収入		116,370	△ 208	116,162
	6 雑入	43,211	△ 208	43,003
歳入合計		14,201,330	△ 271,969	13,929,361

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		88,950,637	△ 1,143,120	87,807,517
	2 小学校費	39,170,637	△ 632,426	38,538,211
	3 中学校費	23,599,247	△ 510,694	23,088,553
歳出合計		88,950,637	△ 1,143,120	87,807,517

補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明
17 国庫支出金	13,380,541	△271,761	13,108,780	
2 国庫補助金	895,599	△271,761	623,838	
6 教育費国庫補助金	895,599	△271,761	623,838	1 小学校費補助金 △151,535 2 中学校費補助金 △120,226
23 諸収入	116,370	△208	116,162	
6 雑入	43,211	△208	43,003	
4 雑入	43,211	△208	43,003	1 教育費雑入 △208
歳 入 合 計	14,201,330	△271,969	13,929,361	

2 歳出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
10 教育費	88,950,637	△1,143,120	87,807,517	△924,169	△218,951	
2 小学校費	39,170,637	△632,426	38,538,211	△511,647	△120,779	
4 学校建設費	3,583,751	△632,426	2,951,325	△511,647	△120,779	1 小学校営繕事業 △632,426
3 中学校費	23,599,247	△510,694	23,088,553	△412,522	△98,172	
4 学校建設費	1,658,380	△510,694	1,147,686	△412,522	△98,172	1 中学校営繕事業 △510,694
歳 出 合 計	88,950,637	△1,143,120	87,807,517	△924,169	△218,951	

提案理由

平成31年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、国の平成30年度第2次補正予算に伴い、小・中学校のトイレ改修工事を平成31年度から平成30年度予算に前倒しして行うため、平成31年度の予算の減額について、市長に申出するものです。

議案第18号

さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
について

さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を、
別紙のとおり制定する。

平成31年2月28日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程（平成13年さいたま市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(勤務時間の割振り及び休憩時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 職員の休憩時間は60分とし、午後零時から午後1時までとする。</u></p> <p><u>3 職務の性質により前項の規定によることができない職員の休憩時間は、60分とし、その時限は別に定めることができる。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、育児、介護、障害又は業務上の都合により早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児若しくは介護を行うためのものとして、若しくは当該職員の障害の特性等に応じて、又は業務上の都合によりあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）を行う職員については、別に定めるところにより勤務時間の割振り及び休憩時間を定めることができる。</u></p> <p>(特例)</p> <p><u>第3条</u> 所属長は、勤務の特殊性その他の事由により前条の規定によることができない場合は、その勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間について管理部長と協議の上定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(休憩時間)</p> <p><u>第3条</u> 職員の休憩時間は60分とし、午後零時から午後1時までとする。</p> <p><u>2 職務の性質により前項の規定によることができない職員の休憩時間は、60分とし、その時限は別に定めることができる。</u></p> <p>(特例)</p> <p><u>第4条</u> 所属長は、勤務の特殊性その他の事由により前2条の規定によることができない場合は、その勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間について管理部長と協議のうえ定めることができる。</p>

第4条 [略]

第5条 [略]

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

職員のワーク・ライフ・バランスの充実及び公務能率の一層の向上を目的に、育児・介護・障害・業務上の都合を理由として、職員自らが勤務時間帯の変更を選択することができる早出遅出勤務を実施するため、さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程を一部改正するものです。

なお、施行期日は、平成31年4月1日です。